



工事施行上の注意



◆工事施行に当たっては、下記事項を十分把握し事故防止に努めてください。

- 1 工事計画時にガス水道局（管轄の営業所）で工事場所のガス水道施設埋設状況を調査してください。
- 2 工事施行に先立ち、ガス水道局に「工事施工について（照会）」を提出し、事前協議及び配管管理図の照合を十分に行ってください。

図面に記載されていないガス水道管が埋設されている場合や、埋設後道路の形態が変わりガス水道施設が移設されている場合もありますので、事前に試験掘削等を行い、ガス水道施設の埋設位置を確認することをお願いします。

また、ガス水道施設が露出するおそれのある場合、又はガス水道施設の近くを掘削する場合は、工事着手前にガス水道局と移設の有無や防護方法等について詳細協議を行い、ガス水道施設の保安措置を行ってください。

- 3 立会いの依頼に当たっては、工事施行者が工事場所、目標物、工事内容、連絡先、担当者等の必要事項を当局指定様式の「立会書」に記入してガス水道局（管路課 維持係）に提出してください。

また、立会いの時間は平日の午前9時から午後5時までです。平日の夜間並びに土曜、日曜及び祝日は原則立会いを実施しておりませんが、工事の工程上立会い施行が必要となる場合は事前に打ち合わせをお願いします。

- 4 掘削機を使用する場合は、必ず刃先誘導員を配置してください。ガス水道施設付近（水平距離で1m以内）は、路盤以下の掘削は**手掘り確認**しながら行ってください。

また、探針棒を使用するときは、ガス水道管の被覆装やポリエチレン管の表面に損傷を与える危険があるので十分注意して行ってください。

- 5 地下埋設物の構築に際しては、ガス水道施設との離れ（離隔距離）を確保してください。

◆離隔距離は、原則として次の値を確保してください。

- ① ガス管の中圧管の場合・・・50 cm以上
- ② ガス管の低圧管及び水道管との水平距離・・・30 cm以上
- ③ ガス管の低圧管及び水道管と構造物が交差する場合・・・継手箇所を避けて15 cm以上

- 6 水道管は有圧管であるため、異形管部（栓・帽も含む）を露出させる場合や背面部を掘削する場合は、土圧が解放され漏水事故（継手の抜け出し）を起こすおそれがあります。このようなときは、速やかに鋼材防護や土留工による背面土圧の確保を行ってください。

また、ガス管の铸铁管の継手部には鉛を流し込んだだけの脆弱なものや防食対策に乏しい鋼管があり、露出や防護措置の実施、又は移設や他の管種に入替等が必要な場合があります。事前にガス水道局と打ち合わせをお願いします。

- 7 消火栓や制水弁等は、緊急時に使用するため常に道路上から操作できるように周辺を整理整頓し、覆工板を使用する場合は、常に使用できるように開口部のある覆工等で施工してください。

- 8 作業中、ガス水道施設からのものと思われるガス漏れや漏水を発見した場合は、速やかに次の番号に連絡してください。管路課 維持係（025-522-5512）へ連絡してください。

- 9 不明な管等の確認は、ガス水道局及びその他の占有者の立会いの上行ってください。

また、その他ガス水道施設に関して不明な点がある場合は、その都度ガス水道局と協議を行い、事故防止対策を講じてください。